平成２７年（フ）第３０２０号
埼玉県川口市末広１丁目16―28　吉田方
債務者　吉田　里美
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０２２号
埼玉県草加市遊馬町965―５
債務者　小金井二三代
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０２３号
東京都八王子市久保山町１丁目16―４　ファンティンコートⅠ102
債務者　大塚　若菜
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０２４号
東京都八王子市本町22―10―202
債務者　田中　雄二
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０３０号
東京都大田区南雪谷１丁目６―17　森井方201
債務者　後藤千鶴子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０３１号
神奈川県横浜市鶴見区馬場５丁目13―37
債務者　小出　和也
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０３２号
神奈川県横浜市鶴見区馬場５丁目13―37
債務者　エグチ　タチアネ　マツオカこと　コイデ　タチアネ
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０３４号
東京都台東区三ノ輪１丁目９－７－301
債務者　工藤　　淳
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０３５号
東京都大田区山王３丁目28―16
債務者　伊藤　智絵（旧姓元川）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０３８号
東京都世田谷区玉川２丁目15―12―303
債務者　坂井　園子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０４０号
東京都江東区富岡２丁目11―16―702
債務者　中根由美こと　遠山　由美
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０４１号
東京都中野区野方２丁目12―２
債務者　丹野　光彦
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０４５号
東京都足立区扇１丁目26―２―712
債務者　三上　　明
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０５０号
東京都板橋区大山西町56―８―301
債務者　飯塚　幸子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０５１号
東京都練馬区春日町４丁目20―23―201
債務者　柳　　数也
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部